

評 価 書

平成27年11月
宮 城 県

平成27年度に行った公共事業再評価の結果は、以下のとおりである。

記

- 1 対象事業名
一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業
- 2 事業の概要
別紙のとおり
- 3 県民生活及び社会経済に対する効果並びに把握方法
「事業の進捗状況」、「事業を取り巻く社会経済情勢等の変化」、「代替案との比較」、「コスト縮減」、「費用対効果」の項目で事業効果を把握した。
- 4 評価の経過
平成27年 8月 4日 「行政活動の評価に関する条例」第8条の規定により行政評価委員会に諮問
平成27年 8月 7日 同条例第9条に基づく県民意見聴取
～平成27年 9月11日
平成27年 8月 7日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第1回）開催
平成27年10月20日 宮城県行政評価委員会公共事業評価部会（第2回）開催
平成27年10月27日 宮城県行政評価委員会及び同公共事業評価部会より答申
- 5 行政評価委員会の意見
「事業継続」とした県の評価に対し、妥当とした。
事業の実施に関する意見は、次のとおり。
 - (1) 審議対象事業の実施に関する意見
〔一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業〕
今後の建設工事に当たっては、復興支援道路をはじめとする当該事業の目的を踏まえた迅速な施工を行い、早期完成に努めること。
 - (2) 今後の事業の実施に関する意見
今後とも、公共事業の実施に当たっては、必要とされる規模や仕様を十分に精査し、コストの縮減に努めること。
また、費用便益の分析に当たっては、国のマニュアル等を参考にするだけでなく、個別事業の内容に即した分析を加えるなど、その妥当性の確保に努めること。
併せて、公共事業の推進に当たっての地元との調整時期など、今回の事業実施に際して判明した課題については、他の事業の参考となるよう、要因の分析を行うとともに、情報の共有を図ること。

6 評価の結果

一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業を継続する。

評価の結果の詳細は、別添1のとおり。

なお、事業の実施に関する意見に対しては、以下のとおり対応する。

(1) 審議対象事業の実施に関する意見

〔一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業〕

今後の建設工事に当たっては、復興支援道路をはじめとする当該事業の目的を踏まえ、引き続き、迅速な施工を行い、早期完成に努める。

(2) 今後の事業の実施に関する意見

今後とも、公共事業の実施に当たっては、必要とされる構造物の規模や仕様を十分に精査するなどコスト縮減に努める。

また、費用便益の分析については、国のマニュアル等を参考にするだけでなく、個別事業の内容に即した追加の費用や便益の計上可能性等を検討した上で分析を行い、その妥当性の確保に努める。

さらに、今回の復興事業のように、複数の事業が関連する場合に早期に地元で計画を示すためには、あらかじめ将来のまちづくりの青写真等について住民合意を得ておくことの重要性を確認したことから、今後の事業の参考となるよう情報の共有を図る。

事業概要一覧

事業種別	事業名	事業実施箇所	事業採択年度	完成予定年度	事業目的・事業概要	全体事業費(億円)	進捗率(%)
道路	一般県道大島浪板線浪板工区道路改良事業	気仙沼市	H23	H30	三陸縦貫自動車道及び国道45号に接続し離島大島を結ぶ唯一のアクセス道路であり、緊急輸送路及び避難路としての機能を有する道路として整備を行うもの。 延長L=2.74km 車道幅員6.5m (全体幅員10.5m)	64.0	57.8